

## 「雇用保険制度の見直しについて」

2006年10月10日  
東京大学 岩村正彦

**1 雇用保険(失業保険)の特質**

- ①失業率の低い時期(完全雇用状態等)と失業率の高い時期(不況期)との間で失業のリスクを平準化しておく必要のある仕組み。  
→それを欠くと、失業率が高くなったときには機能不全を起こす。
- ②もともとは、失業のリスクに備えて事業主と労働者が保険料を拠出し、失業した者に所得保障等を目的とする給付を支給する仕組みと考えられる。  
→しかし、保険事故が純粹の偶発事象ではないことによる特質がある  
→失業を発生させる原因者に費用負担をさせる仕組みともいえる。  
○事業主側の理由(経営上の理由による人員削減等)によって発生する失業  
○労働者側の理由によって発生する失業(自発的離職等)  
○国の経済政策によって発生する失業  
(規制の強化・緩和に伴う企業経営への影響によって生じる失業等)。

**2 失業保険と国庫負担**

- ①失業保険制度に国が財源を投入するかは国によって異なる。  
→失業保険だから国の財源投入は必要ないというわけではない。
- ②失業保険に国の財源投入がない国の場合、別途税財源による失業扶助制度があり、失業保険と公的扶助との間をつなぐ役割を担っていることが多い。
- ③失業保険も失業扶助も、機能としてはいずれも失業者に対する所得保障等の仕組みであり、国際比較をする場合には、両者を一体としてみて比較する必要がある。
- ④仮に国庫負担を廃止すれば、それまでと同じ給付水準を維持しようとするれば保険料率の引き上げが必要となり、雇用に悪影響を及ぼすし、それまでと同じ保険料率を維持しようとするれば、給付水準の切り下げが必要となり、失業扶助制度のないわが国では失業者に深刻な影響を与える。
- ⑤国庫負担を廃止しても、失業状況が悪化したときには国庫負担を投入する仕組みを用意しておけばよいという考え方もあるが、  
1) 失業状態を当局が把握するまでのタイムラグ、  
2) 当局が把握してから国庫負担投入の決定までのタイムラグの問題があることに加えて、  
3) 一度廃止した国庫負担の再開には当然財当局の強い抵抗があること、  
を考えると現実性に乏しい。

**3 保険料率の弾力条項**

- 前記1①の必要性との関係で、あまり弾力性を高めるのは問題がある。景気上昇期(失業率低下期)の保険料率引き下げの弾力化を高めるのであれば、あわせて景気下降期(失業率上昇期)の保険料率引き上げについても弾力化を高めないと中期的な収支均衡の維持が難しくなる。

**4 育児休業給付**

- 雇用保険政策から、雇用均等・児童家庭政策へ移管することを検討することが適切。

**5 雇用3事業**

- 若年者の雇用対策、とくに学校教育から職業生活への移行がうまくいかない若年者(就職できない若年者)を対象とする雇用政策も展開できるようにすることが適切。